

中国が意匠国際登録ハーグ体系に加入を望む

11 月 15 日、国家知識産権局と世界知的所有権機関(WIPO)が合同で北京において初めての意匠国際登録ハーグ体系研究会を開いた。世界知的所有権機関事務局長補 Ernesto RUBIO 氏は、もし中国がこの体系に加入すれば特に重要な意味を持つであろうと述べ、それに対し、中国国家知識産権局副局長の李玉光氏は、ハーグ体系は中国企業、特に多くの中小企業が国際競争に参加するのに見過ごすことの出来ない有効的な手段であると述べた。

1925 年から締結している「工業品意匠国際登録ハーグ協定」は、獲得・維持する意匠の保護手順を専門的に簡略化するのに有効な国際メカニズムであり、現在では既に 42 ヶ国のメンバー国を有する国際制度に発展しているが、我が国は未だに該体系のメンバー国とはなっていない。

知るところによれば、工業品の意匠特許は近年来、我が国において極めて大きく発展している。国家知識産権局の統計データにより、2004 年の該分野の特許出願量は 11 万件にのぼり、そのうちの 7 万件が権利付与されたことが明らかになっている。今年 1 月から 10 月までの特許出願量は既に 12 万件に達している。

(中国知識産権報 2005 年 11 月 18 日)

中国で初の色を組み合わせた商標に関わる行政案件を裁判所が受理

北京市第一中級人民法院は、スウェーデンの Chapman 有限会社(中国名では凱普曼有限公司)が国家商標審議委員会の拒絶した出願である、色を組み合わせた商標の再審決議案が不服として、その委員会を告訴した案件を受理した。それは中国における初の色を組み合わせた商標の商標行政案件となっている。

スウェーデンの Chapman 有限公司が告訴したのは有名な鋸の製造販売商社で、2002 年 1 月に国家商標局へ「色彩の組み合わせ(赤みのあるオレンジ色と青色)」の商標登録出願を提出したが、2002 年 8 月、商標局がその出願を却下する通知を出し、Chapman 有限公司が不服として、国家商標局商標審議委員会に対して再審の出願を行った。「中華人民共和国商標法」第 11 条第 1 項第 3 号によれば、商標審議委員会は、該出願商標には商標が備えているべき顕著性が欠けていると考え、2004 年 12 月に再審却下決定書を出した。Chapman 有限公司は更に上記決定に対して不服とし、北京市第一中級人民法院に告訴するに至った。

TRIPS 協定(WTO 添付ファイルの「貿易に関する知的財産協議」)が色の組み合わせを商標として登録することを許可していることから、中国では 2001 年に改正した商標法に、色の組み合わせ商標に関する規定を増加し、色の組み合わせを商標として出願登録出来ることを規定した。こういった色の組み合わせ商標に関する案件は、中国で初めての行政訴訟案件である。

現時点では、この案件はまだ審議中である。

(http://www.chinatradenews.com.cn/news/article_show.asp?ArticleID=12762)

各地の高級人民法院が知的財産権裁判の文書をネット上で公開

今後、各地の高等裁判所では、次第に管轄区内全ての知的財産権裁判の文書をネット上で公開していく予定である。技術的条件が整っていない高等裁判所は、裁判文書の電子書類を最高人民法院の民事裁判第三法廷に送り、ネット上で公開することが出来る。

WTO(世界貿易機構)に加入して以来、我が国の経済と対外貿易の不断な増大に伴い、我が国は既に貿易摩擦の多発期に入っており、知的財産権の保護は、我が国とその他の国々との貿易紛争の主要な焦点の一つとなっている。しかし、知的財産権立法の概略性が強いことから、司法実践において新たな問題が多く、裁判官が自由に裁定できるところが大きいため、知的財産権審議作業における透明性の問題は、日増しに国際社会の関心を集めている。こういった背景の下で、知的財産権の裁判文書をネット上で公開するというのは、国際慣例との基準に合わせることを実現するとともに、また、中央政府法律委員会が打ち出している「法律の執行行為を

規範し、公正な法律の執行を促進する」という特定項目を整理改善する活動に関する主旨にも一致していて、それは、公開・透明・公正な知的財産権審議を運行する機能の重要な構成部分である。

(www.XINHUANET.com 2005年11月22日)

中国の裁判所は6つの面から知的財産権司法保護の度合いを強める予定

最高人民法院副院長の曹建明氏は、6つの面から知的財産権保護の度合いを強めることを示している。

- 一に、案件の裁判に対する司法原則と政策を明確に、そして統一させるために努力し、関連のある司法解釈については、できる限り早目に実施し公表する。
- 二に、訴訟前の臨時措置を取る制度の独特な作用を十分に発揮する。
- 三に、権利侵害における賠償作業の度合いを強め、権利者は法定の賠償方法に基づいて確定された賠償額を直接請求することが出来る。権利者を確実に保護し、経済の角度から権利侵害者に打撃や制裁を与える。
- 四に、知的財産権裁判において、科学的合理的に証拠規則を運用する。
- 五に、知的財産権裁判の文書を公開し、裁判の公開と透明度の原則を全面的に実行する。
- 六に、国家知的財産権を発展させるための戦略に関連した特定問題の調査研究に積極的に協力し、知的財産権司法の保護メカニズムについての完全な課題調査研究を期日どおりに完成させる。

今年1月から10月までに、全国の地方裁判所が受理した不正競争案件を含む一審知的財産権民事案件は11300件以上にのぼり、去年に比べて27%上昇している。受理した一審知的財産権行政案件は506件で、10%上昇している。

各等裁判所は更に法律に基づいて、著名商標の司法的保護を強め、中外の商標権者の合法的な権益を適切に保護する。2001年から今年10月までに、全国の裁判所は合わせて72件の著名商標を認定しており、そのうち9件の著名商標権者は外国人である。

(www.XINHUANET.com 2005年11月23日)